令和7年度 情報システム調達におけるアジャイル開発やオープンソース化等に係る調査業務等

オープンソース化・OSS利活用に関する有識者検討会（第１回）事務局提出資料

2025/11/18　　デジタル庁　戦略・組織グループ　調達支援・改革担当

デジタル庁
Digital Agency

1. 令和７年度 情報システム調達におけるアジャイル開発やオープンソース化等に係る調査等業務について
2. 有識者検討会について
3. 昨年度の振り返りとゴール
4. オープンソース化：公開範囲の整理
5. OSS利活用 ：促進要素の整理
6. 今後のスケジュール

平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度は、デジタル庁「情報システム調達におけるアジャイル開発やオープンソース化等に係る調査等業務**（以降、本業務）**」のオープンソース化・OSS利活用に関する有識者検討会**（以降、有識者検討会）**への参加をご快諾いただき、誠にありがとうございます。

本検討会においては、令和６年度にデジタル庁が実施した諸外国政府等によるオープンソース化・OSS利活用の取組及びアジャイル開発に関する調査の結果を基に、有識者の皆様よりいただいた御意見等を踏まえ、**我が国における情報システム調達に係るオープンソース化・OSS利活用に向けた基本的な方針**や、アジャイル開発を採用することが効果的なプロジェクトを判断するための基準等について検討を進めることを予定しております。

有識者検討会の議論にあたり、有識者の皆様の深いご知見を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

何卒、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

有識者検討会（第1回）（以降、本会議）では、以下4点を目的としております。

本会議の目的	• **有識者検討会の前提となる「令和７年度 情報システム調達におけるアジャイル開発やオープンソース化等に係る調査等業務（以降、本業務）」の概要**をご理解いただき、有識者の皆様、デジタル庁、PwCの足並みを揃えること • **有識者検討会の概要や運営方針**について有識者の皆様にご理解いただくこと • **オープンソース化**における公開範囲の整理/**OSS利活用**促進要素の整理を通じて、次回以降の議論に向けた問題提起を行うこと • **有識者検討会（第２回）における論点とアジェンダ**の事前共有を行うこと

１．令和７年度 情報システム調達におけるアジャイル開発やオープンソース化等に係る調査等業務について

令和５年2月6日に開催したデジタル庁情報システム調達改革検討会での検討を踏まえた最終報告書に記載の「情報システム調達の目指すべき姿」の実現に向けて、現在デジタル庁では5つの施策の方向性（①～⑤）の取り組みを進めています。
本業務は、５つの施策の方向性のうち、「 ④ベンダーロックインの排除」に関連するものです。

情報システム調達の目指すべき姿※

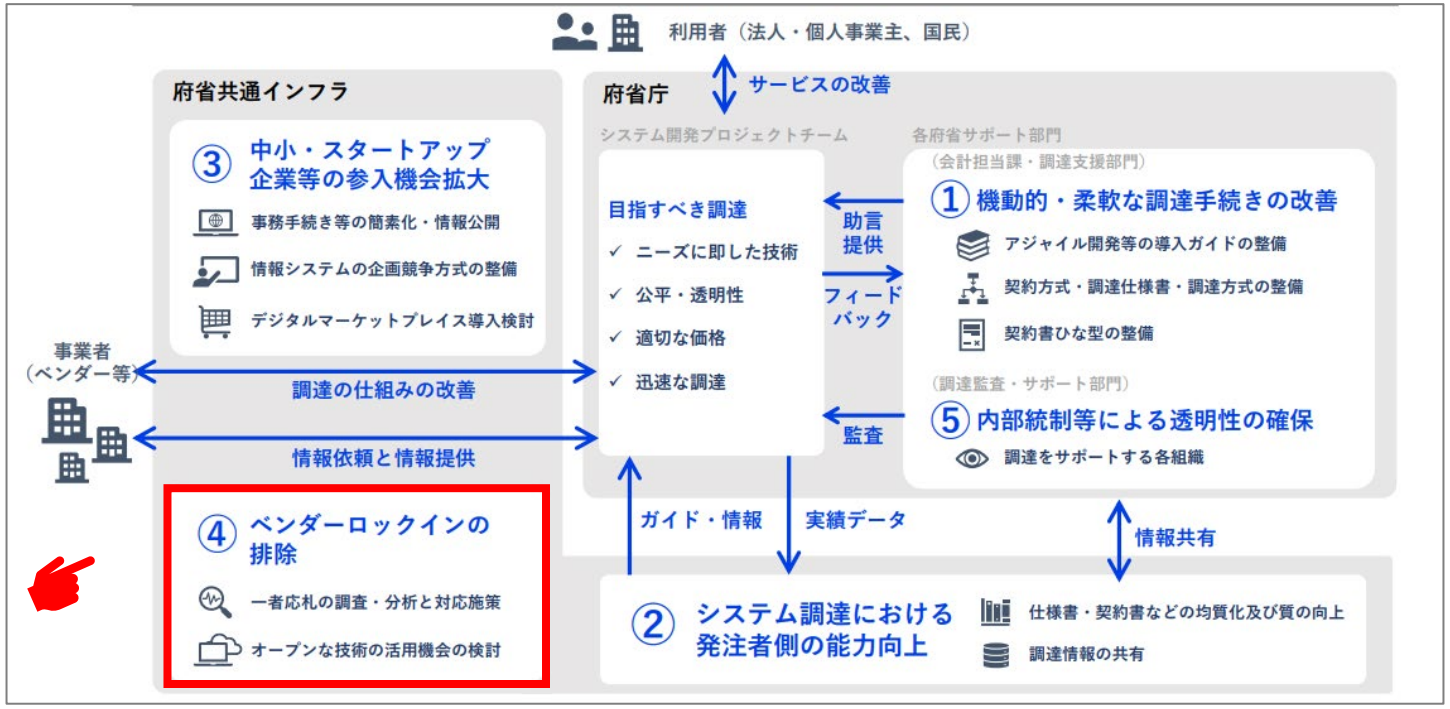

本業務に関連する施策の方向性

※ デジタル庁情報システム調達改革検討会 最終報告書（簡易版） より引用

「 ④ベンダーロックインの排除」に関する課題である「一者応札防止に向けた取組」を解決するために、本業務ではオープンソース化およびOSS利活用を推進するため、ポリシー、方針、人材・スキル・組織体制の検討を行います。

5つの施策の方向性に関する主な課題と今後の取組※

施策の方向性	主な課題	今後の取組
① 機動的・柔軟な調達手続の改善	● アジャイル開発の利用環境整備	✓ アジャイル開発に係る知見の周知 ✓ アジャイル開発を採用する際に必要な留意点等の策定検討や官民の調達事例の共有
	● アジャイル開発における準委任契約書のありかた	✓ 準委任契約の適切な契約締結をサポート ✓ アジャイル開発の調達時の調達仕様書のひな形を作成
	● 年間調達計画の内容充実	✓ 調達規模（金額）や、案件内容の更なる見える化の検討
	● 総合評価方式１：３の要件見直し	✓ 総合評価方式における価格点・技術点の比率１：３の適用要件見直し
② システム調達における発注者側の能力向上	● 調達手続における発注者支援体制及び仕組みの強化	✓ 内部研修の内容充実、相談窓口・調達仕様書レビューの各府省等への展開を検討 ✓ 調達仕様書のデータベース化に向けた検討 ✓ 生成AIを用いた調達仕様書作成に向けた検討　等
③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	● DMPを活用した調達の更なる普及促進	✓ 本格稼働したDMPへのサービス登録やDMPを活用した調達の促進
	● スタートアップ加点措置の効果検証	✓ 各府省等の加点措置に関する取組実施状況等を把握した上で、スタートアップ企業の公共調達への参入効果を分析。必要に応じ、改善を検討
	● 損害賠償金額の上限設定	✓ 情報システム調達における損害賠償金額上限の設定の範囲については、その適切な設定に向けた更なる検討を継続
④ ベンダーロックインの排除	● 一者応札防止に向けた取組	✓ ソースコードの共有（オープンソース化）やOSS利活用に向けた検討 ✓ チェックリストやその他施策の実施状況を確認、効果を分析

「④ベンダーロックインの排除」の課題として挙げられている「一者応札防止に向けた取組」を実現するためには
「ソースコードの共有（オープンソース化）やOSS利活用」といった取組が有用であると記載。

本業務の目的･効果

目的

令和６年度に実施した、諸外国政府等によるオープンソース化・OSS利活用の取組及びアジャイル開発に関する調査結果を基に、それぞれの専門的知識・経験を有する有識者の御意見等を踏まえ、**我が国における情報システム調達に係るオープンソース化・OSS利活用に向けた基本的な方針**や、アジャイル開発を採用することが効果的なプロジェクトを判断するための基準等について検討を進めるため

効果

アジャイル開発	✓ 政府のアジャイルを導入すべきプロジェクトの見極め基準を明確化できる ✓ アジャイル導入時の留意点、リスク管理、成果の評価方法を整備できる
オープンソース・OSS（本業務の対象）	✓ 官公庁内でオープンソース化のポリシーを整備できる ✓ 政府がOSSをどう活用し、どのように公開・管理するかの方針を策定できる ✓ オープンソース化・OSSを活用する際の人材、スキル、組織体制を整理できる

▶本業務の内容は次頁に記載

※ 令和６年度デジタル庁情報システム調達改革のフォローアップ及び今後の方向性 より引用

本事業の概要および有識者検討会のゴールは以下のとおりです。

本事業の概要

アジャイル開発	アジャイル開発における本検討会の運営支援	アジャイル開発を採用する基準に関する知見を有した有識者を選定し、議題を整理した上で本検討会の運営支援を行う
	アジャイル開発における推進方針の検討	有識者検討会で議論された内容を踏まえ、アジャイル開発の採用推進におけるロードマップ（案）を作成する
	アジャイル開発の採用基準検討・整備	具体的なアジャイル開発の採用基準の項目と評価方法の案を作成する。デジタル庁内でアジャイル開発を促すことのできる研修資料の案を作成する
オープンソース化・OSS利活用	本検討会の対象 オープンソース化・OSS利活用における本検討会の運営支援	オープンソース化・OSS利活用推進に関する知見を有した有識者を選定し、議題を整理した上で本検討会の運営支援を行う
	本検討会の対象 オープンソース化・OSS利活用における推進方針の検討	デジタル庁におけるオープンソースの活用に向け、**専門的知識等を有する内部人材の育成や、オープンソースに精通し高度なITスキルを有した外部人材の雇用方針案を策定**する。**オープンソース化・OSS利活用におけるロードマップ（案）を作成**する

有識者検討会のゴール

有識者のご意見を通じて以下2点の成果物を作成すること

1	**オープンソース化・OSS 利活用の推進に関するロードマップ（案）**

⇒昨年度の最終報告書と有識者会議の検討結果を整理し、デジタル庁が実施すべき事項を抽出して優先度を付け、**次年度以降の具体的なアクションプラン策定を支援**

2	**オープンソース化・OSS 利活用の推進に関する人材育成・雇用方針（案）**

⇒昨年度の最終報告書と有識者検討会の議論を踏まえ、オープンソース化推進とOSS利活用に向け、デジタル庁における専門的知識を有する**内部人材の育成**と、オープンソースに精通し高度なITスキルを持つ**外部人材の雇用方針**案を策定

1-4. 有識者検討会のアジェンダ案

本検討会は令和８年２月までの全６回を予定しております。各回のアジェンダは記載の通りです。

	有識者検討会回次	開催時期（仮）	テーマ	アジェンダ案	ゴール（仮）	議論ポイント（仮）
	事前	令和7年 11月初旬	共通	有識者検討会に向けた擦り合わせ	• 本会議の参加者との顔合わせと検討会での役割確認（各有識者の得意領域を把握）	• -
今回	第１回	令和7年 11月18日 (火) 13:00- 14:30	共通	昨年度の振り返りと今年度のゴール設定と本会議の位置づけの確認	• これまでの推進活動の実績・成果・課題の振り返りを実施 • 本検討会の位置づけを整理 • 今後の重点テーマとゴール設定の完了	• これまでの推進活動において何が成果となり、何が課題として残ったのか？ • 本検討会は推進活動の中でどのような役割を担い、何を決定・整理する場とするのか？ • 今後の推進活動においてどのような成果を目指すべきか？
			オープンソース化	公開範囲の整理	• 公開範囲の整理	• 公開先はどこまでにすべきか？（省庁、自治体、一般）
			OSS利活用	OSS利活用促進要素の整理	• OSS利活用促進要素の整理	• どんな要素がそろえばOSS利活用が促進するのか？
	第２回	令和7年 12月初旬	オープンソース化	情報共有の枠組み	• 公開範囲の明確化 • 公開するにあたっての課題と制約 • 品質・セキュリティ確保の前提条件を確認	• 公開先はどこまでにすべきか？（省庁、自治体、一般） • 共有する際にどんなリスクや制約があるのか？ • 公開に伴う品質・セキュリティ確保の責任分界はどうあるべきか？
			OSS利活用	OSS利活用に向けた方針検討と課題整理	• OSS利活用促進要素の明確化 • OSSを利用する際の課題を整理 • 国が利活用すべきOSSの候補を整理	• ガイドラインやチェックリスト等は必要か？ • OSS利活用を推進していく際の障壁とは？（ライセンス等） • 国が利活用していくべきOSSは何か？

※検討会のアジェンダは議論の方向性等により今後変更される可能性があります。

1-4. 有識者検討会のアジェンダ案

本検討会は令和８年２月までの全６回を予定しております。各回のアジェンダは記載の通りです。

有識者検討会回次	開催時期（仮）	テーマ	アジェンダ案	ゴール（仮）	議論ポイント（仮）
第３回	令和7年 12月下旬	オープンソース化	再利用ルールと調達仕様書への反映方針	• 公開する際に使用すべきOSSライセンスを整理 • 公開条件と再利用の仕組みを整理	• どのOSSライセンスを使用すべきか？ • 契約条項における知財保護の考慮点は何か？（どこまでが無償で公開できるか）
		OSS利活用	OSS利活用の実現に向けた対応方針の明確化	• OSS利活用を促進するために必要な「判断基準」と「実務手順」を明確化 • 保守性や脆弱性対応の可視性を含め、OSS利活用に伴うリスクや課題を体系的に整理 • コスト削減や運用効率化の実現可能性評価	• 利活用が進むための既存ガイドラインの改善点と理想的なチェックリスト項目とは？ • 利活用すべきOSSのリスクや課題とは何か？（保守性やセキュリティ等） • 調達最適化やコスト削減はどの程度達成できるか？
第４回	令和8年 1月初旬	オープンソース化	官製OSSの管理	• OSS著作権の帰属と管理方針を明確化 • OSSの利用規約を整理 • コミュニティ活性化方針の明確化	• 公開するOSSはどのような利用規約のもとで管理・再利用すべきか？ • どのようなオープンソースコミュニティ形成を目指すか？
		OSS利活用	OSS利活用に向けた制度設計と調達・契約の在り方	• 契約形態の選択基準を明確化 • 調達仕様書作成のポイントを整理 • 継続的な保守・セキュリティ対応の契約設計を検討	• OSS利活用において準委任契約と請負契約はどう使い分けるべきか？OSS利活用を前提とした調達仕様書には何をどう記載すべきか？ • OSSの保守や脆弱性対応は契約でどう担保すべきか？（SBOM作成の必須化等）

※検討会のアジェンダは議論の方向性等により今後変更される可能性があります。

1-4. 有識者検討会のアジェンダ案

本検討会は令和８年２月までの全６回を予定しております。各回のアジェンダは記載の通りです。

有識者検討会回次	開催時期（仮）	テーマ	アジェンダ案	ゴール（仮）	議論ポイント（仮）
第５回	令和8年 1月下旬	オープンソース化	運用体制と人材基盤の構築	• OSS運用体制の設計方針を整理（OSPO） • 必要な人材像と育成・採用計画を明確化 • 推進状況の評価と改善プロセスを整理	• 保守・コミュニティ対応・脆弱性対応はどのような体制で担保すべきか？ • 技術・契約・政策を横断できる人材像とは？ • 育成・採用はどのような枠組みで進めるべきか？
		OSS利活用	人材戦略と連携体制の構築	• OSS利活用に必要な人材像とスキルセットを明確化 • 育成・採用の方向性を整理 • 組織間連携（デジタル庁内）の仕組みを整理	• OSS利活用に必要な人材像とは？ • 育成・採用はどのような体制で進めるべきか？ • 組織間連携はどのように機能させるべきか？
第６回	令和8年 2月初旬	オープンソース化	運用と評価体制の設計	• OSS利活用の成果を測る評価指標を検討 • 保守・品質保証・脆弱性対応を含む運用体制を設計 • 継続的な改善プロセスの仕組みを整理	• 成果はどのような指標で評価すべきか？ • 保守・品質・セキュリティ対応はどのような体制で担保すべきか？ • 改善プロセスはどう設計すれば継続的な価値向上につながるか？
		OSS利活用	展開と定着に向けた戦略的アプローチ	• 公開に向けた準備プロセスを整理 • 成功事例の収集と横展開の仕組みを整理 • 保守・脆弱性対応の体制整備を展開フェーズで実施する際の留意点を整理	• 共有プラットフォーム整備有無・契約調整・体制構築はどのように進めるべきか？ • 成功事例をどう集め、どう横展開すべきか？ • 展開フェーズでの品質・セキュリティ対応は誰が担うべきか？

※検討会のアジェンダは議論の方向性等により今後変更される可能性があります。

２．有識者検討会について

有識者検討会の運営方針を以下に示します。

運営方針	詳細
運営形式	オンライン会議（Microsoft Teams）
運営イメージ	運営イメージの詳細はp.14-16に記載。
関連資料	以下の資料を使用する想定。 • 事務局提出資料（本資料） • 議事次第 • 有識者検討会の開催について

本検討会における役割は以下のとおりです。

参加者	役割	説明
検討会有識者委員 （座長・委員）	座長	• 専門性と経験を活かし、PwCが提示した**論点と仮説に対して意見を述べる** • 有識者間の議論において**ファシリテーションを円滑に行う** • **議論が紛糾した際は、デジタル庁と協議の上、論点に対する結論だしを行う**
	委員	• 専門性と経験を活かし、PwCが提示した**論点と仮説に対して意見を述べる**
検討会アドバイザー	アドバイザー	• 専門性と経験を活かし、**デジタル庁での知見**も踏まえ、PwCが提示した**論点と仮説に対して意見を述べる**
デジタル庁 戦略・組織グループ 調達支援・改革担当	オブザーバー	• 検討会の中で導かれた結論を踏まえ、**成果物への反映方針を決定する**
PwCコンサルティング合同会社	事務局	• **デジタル庁と相談のうえ論点と仮説の設定を行い、本検討会で提示する** • 事務局として、**必要資料の作成や事前アンケート作成、検討会内の時間管理等**を実施する

参加者の詳細は次頁に記載

本検討会の検討会有識者委員と検討会アドバイザーは以下の通りです。

役割	有識者（敬称略）	所属団体・役職
座長	庄司 昌彦	• 武蔵大学社会学部教授 • デジタル庁オープンデータ伝道師 • 総務省自治体システム等標準化検討会座長
委員	今村 かずき	• 独立行政法人情報処理推進機構（IPA） デジタル基盤センター　デジタルエンジニアリング部 ソフトウェアエンジニアリンググループ
	中村 雄一	• 株式会社日立製作所 • AI & ソフトウェアサービスビジネスユニット Hitachi OSPO Head of OSPO, 博士(工学)
	岩原 将文	• 岩原法律事務所 弁護士
アドバイザー	外山 雅暁	•デジタル庁　政策・法務ユニット　法務スペシャリスト
	関 治之	• デジタル庁 シニアエキスパート

有識者検討会では、多様な視点と専門性をもつ有識者が出席されることから、議論が過度に発散する懸念があります。そのため、各検討会のアジェンダに対する論点と仮説案をPwCとデジタル庁によって検討し、論点に沿った議論を有識者に実施いただくことで限られた時間内での見解の導出を目指します。

有識者検討会の運営イメージ

凡例 有識者対応事項

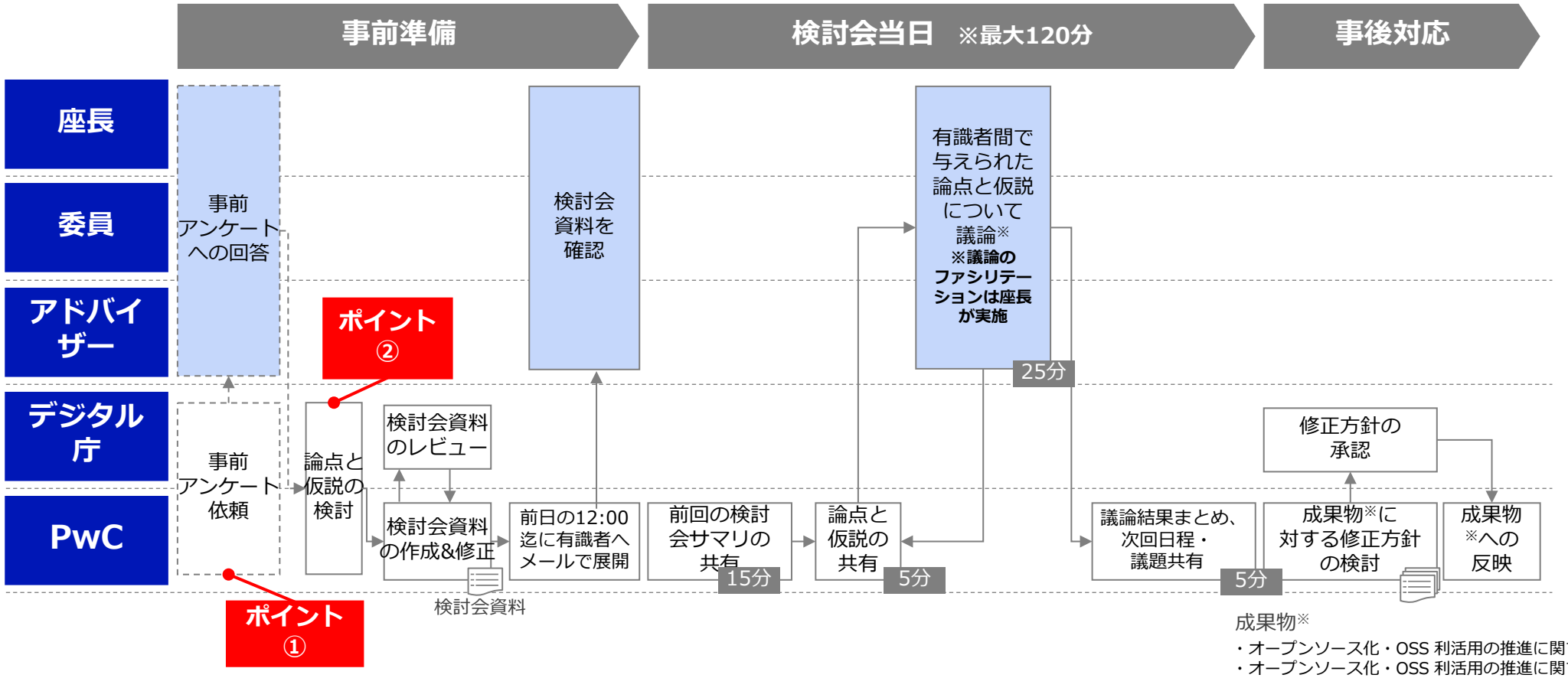

成果物※
・オープンソース化・OSS 利活用の推進に関するロードマップ（案）
・オープンソース化・OSS 利活用の推進に関する人材育成・雇用方針（案）

ポイント①

検討会の議題によっては、**事前アンケート等を実施**し、有識者の意見の早期収集を行う。

ポイント②

議論の過度な発散を防止するために、**デジタル庁とPwCで事前に本検討会で議論すべきポイント（論点）と想定される結論（仮説）を検討**しておく。

3. 昨年度の振り返りとゴール

3-1. オープンソース化：昨年度振り返り

諸外国政府に対する調査結果により、オープンソース化を推進するにあたっての主な課題・リスクが明らかとなり、それに対する取組方針案と得られる期待効果が提示されました。

分類		課題・リスク
1	人	発注者側がオープンソース化を推進するに適した文化・マインドではない
2	人	調達・運用・管理・コミュニティ参加できる発注者側スキル人材の不足
3	モノ	コミュニティが活性化しない場合、システムが改善されず、品質が向上されないリスク
4	モノ	需要のないソースコードのオープンソース化により再利用がされないリスク
5	モノ	脆弱性等セキュリティの対策が必要
6	モノ	利用・編集・再配布等に関するライセンス問題の発生
7	モノ	ベンダーや政府職員によるオープンソース化に対する抵抗感の発生
8	カネ	体制、メンテナンス費用等従来よりコスト増となるリスク

取組方針案（見出しの( )内数値はロードマップ案に対応）

(0)人材の育成・雇用
- 研修やナレッジ共有の仕組み構築等を通じた内部人材育成を検討
- 外部人材の採用等を検討

(2)公開対象・範囲等の決定
- IS化、OSS化それぞれ再利用に適したソフトウェアを公開
- 再利用に向け、ソースコードだけでなく必要な資料を公開

(3)ルールの整備
- ガイドラインや開発ルールの整備
- 攻撃耐性があるOSSのみを実活用するルール整備
- オープンソース採用、メンテナンスガイド等ルールやチェックリストを作成
- 法令やポリシーによる義務付けや推奨、調達要件によるベンダー適応の促進
- オープンソース化時の適用ライセンスの整備
- SBOMの作成・管理

(4)管理・運用体制・公開PFの構築
- SBOMの作成・管理（再掲(3)）
- オープンソースのサポート体制を整備
- 共有範囲に合わせたソースコードの共有ツールを整備
- 脆弱性を検知する仕組みを構築
- 管理体制の整備とそれに適した人材の雇用・配置（再掲(0)）

(5)オープンソース化の開始（開始後の見直し、改善活動の中で実践）
- コミュニティを活性化するための取組の実施

分類	期待効果
人	知識の共有やネットワークの構築が促進
人	開発者・発注者側担当者のスキルが向上
モノ	システム品質の向上
モノ	開発の効率化・迅速化
モノ	政府の透明性向上
モノ	相互運用、標準化の促進
モノ	イノベーションの促進
モノ	ベンダーロックインの排除
カネ	コストの削減
カネ	ベンダーにとってのビジネス機会拡大

出典：「諸外国政府によるオープンソース化の取り組み及びアジャイル開発に関する調査研究（デジタル庁）」を基にPwCにて作成

3-1. オープンソース化：昨年度振り返り

オープンソース化の推進に向けロードマップ(案)を策定し、各ステップにおける検討事項について本検討会にて議論を進めます。

2025（R7）	2026（R8）	2027（R9）	2028（R10）

(0)人材の育成･雇用

・研修やナレッジ共有の仕組み構築等を通じた内部人材育成を検討
・外部人材の採用等を検討

(1)ロードマップ策定

・ロードマップ案の策定
・ロードマップ確定

(2)公開対象･範囲等の決定

・省庁内、自治体、民間等の範囲の決定
・オープンソース化する対象物の決定

(3)ルールの整備

・ライセンス一覧を作成し再利用ルールを検討
・セキュリティに関するルール等の検討
・技術要件（可読性、脆弱性等）や法務要件（著作権等）について取り決めを行う
・政府としての目的や取組方針を作成

(4)管理･運用体制･公開PFの整備に向けた検討

・OSPOの設置
・共有範囲に合わせたソースコードの共有ツール、サポート体制構築

※検討の過程で新たな課題や検討事項が明らかとなった場合は、必要に応じスケジュールを見直しながら検討を進める
(R8以降、3～5年程度の期間で推進することを想定)

(5)デジタル庁内オープンソース化の開始

・効果検証や協議の場設置により課題抽出･改善の仕組み構築
・コミュニティ活性化

出典：「諸外国政府によるオープンソース化の取り組み及びアジャイル開発に関する調査研究（デジタル庁）」を基にPwCにて作成

3-2. OSS利活用：昨年度振り返り

諸外国政府に対する調査結果により、OSS利活用を推進するにあたっての主な課題・リスクが明らかとなり、それに対する取組方針案と得られる期待効果が提示されました。

分類		課題・リスク
1	人	発注者側においてOSS利活用を推進するためのマインドセットが不十分
2	人	調達・運用・管理・コミュニティ参加できる発注者側スキル人材の不足
3	モノ	互換性の問題が生じるリスク
4	モノ	ライセンス問題が生じるリスク
5	モノ	利活用するOSSの特性によっては不具合対応やセキュリティ向上が不十分となるリスク
6	モノ	脆弱性等セキュリティの対策が必要
7	カネ	従来より契約・管理等の負荷が上がることによるコスト増加のリスク

取組方針案（見出しの( )内数値はロードマップ案に対応）

(0)人材の育成・雇用
- 研修やナレッジ共有の仕組み構築等を通じた内部人材育成を検討
- 外部人材の採用等を検討

(2)対象ソフトウェアの判断基準の整備
- 安全性や再利用可能性等を考慮し、利活用を推進する対象OSSの明確化
- 既存システムとOSSの互換性の検証

(3)調達要件・ルールの整備
- 調達に関する考慮事項等の明確化
- 政府開発OSSは攻撃耐性が確認できたもののみを実活用するルールを整備
- セキュリティ対策を強化する運用保守体制・対処ルールの整備
- SBOMの作成・管理
- ライセンスに関するルールや体制の構築

(4)管理・運用体制の構築
- セキュリティ対策を強化する運用保守体制・対処ルールの整備（再掲(3)）
- SBOMの作成・管理（再掲(3)）
- 脆弱性を検知する仕組みを構築
- ライセンスに関するルールや体制の構築（再掲(3)）
- 管理体制の整備とそれに適した人材の雇用・配置（再掲(0)）

(5)OSS利活用の推進開始
（開始後の見直し、改善活動の中で必要に応じて実践）
- 法令やポリシーによる義務付けや推奨によるOSS利活用の促進

分類	期待効果
人	コミュニティ参加等による知識・スキルの向上
人	イノベーション文化の醸成
モノ	ベンダーロックインの排除
モノ	相互運用性促進
モノ	開発の生産性向上・迅速化
モノ	システム品質の向上
モノ	保守の容易化
モノ	透明性・柔軟性・説明責任の向上
モノ	先進的なイノベーション
カネ	コストの削減
カネ	コスト効率の向上

出典：「諸外国政府によるオープンソース化の取り組み及びアジャイル開発に関する調査研究（デジタル庁）」を基にPwCにて作成

3-2. OSS利活用：昨年度振り返り

OSS利活用の推進に向けロードマップ(案)を策定し、各ステップにおける検討事項について本検討会にて議論を進めます。

2025（R7）	2026（R8）	2027（R9）	2028（R10）

(0)人材の育成･雇用

・研修やナレッジ共有の仕組み構築等を通じた内部人材育成を検討
・外部人材の採用等を検討

(1)ロードマップ策定

・ロードマップ案の策定
・ロードマップ確定

(2)対象ソフトウェアの判断基準の整備

・利活用が推奨されるソフトウェア判断基準の整備

(3)調達要件･ルールの整備

・オープンソースライセンス、ソフトウェア、技術､保守･運用について調達要件検討
・調達仕様書・契約書の方針の検討

(4)管理･運用体制の整備に向けた検討

・管理組織を設置することを検討

※検討の過程で新たな課題や検討事項が明らかとなった場合は、必要に応じスケジュールを見直しながら検討を進める
(R8以降、3～5年程度の期間で推進することを想定)

(5) デジタル庁内OSS利活用の推進開始

・各調達部門にて調達を実施
・効果検証や調達要件見直し､管理･運用ルール更新等を実施

出典：「諸外国政府によるオープンソース化の取り組み及びアジャイル開発に関する調査研究（デジタル庁）」を基にPwCにて作成

3-3. 今年度のゴール

「オープンソース化」「OSS利活用」の推進に関する今年度のゴールとあるべき姿について以下のとおり整理しました。

	今年度のゴール	あるべき姿
オープンソース化	✓ ソースコードの公開対象、公開範囲等 ✓ 整備すべきルール ✓ 管理運用体制 ✓ 必要な人材・スキル、組織体制 について検討を開始し、次年度につなげる	✓ オープンソース化の開始（開始後の見直し、改善活動の中で実践） ✓ コミュニティを活性化するための取組の実施 ✓ 人材像とスキルモデルを定義 ✓ 内部人材の育成と外部人材の獲得を体系化
OSS利活用	✓ 対象ソフトウェアの判断基準の整備 ✓ 整備すべきルール ✓ 管理運用体制 ✓ 必要な人材・スキル、組織体制 について検討を開始し、次年度につなげる	✓ OSS利活用の推進開始（開始後の見直し、改善活動の中で必要に応じて実践） ✓ 法令やポリシーによる義務付けや推奨によるOSS利活用の促進 ✓ 人材像とスキルモデルを定義 ✓ 内部人材の育成と外部人材の獲得を体系化

4. オープンソース化：公開範囲の整理

オープンソース化では、公開範囲に関する議論を実施いただきます。

論点	**オープンソース化を官公庁から自治体、さらに民間へ広げる際に生じる法的・制度的・運用面での制約や留意点を踏まえ、どこまで公開するべきか？**
論点設定の背景・理由	・国として、**ベンダーロックインの排除、調達最適化、コスト削減**を目的に、オープンソース化の推進を進めている。 ・省庁内で閉じた活用であれば、一定の統制やセキュリティポリシーのもとで運用可能だが、自治体や一般に展開する場合には、組織ごとのセキュリティ許容度や法的責任の所在が異なるため、より複雑かつ多層的な論点が生じる。 ・こうした背景を踏まえ、第1回の有識者検討会では、**今後の議論の出発点として問題提起**を行い、オープンソース化の段階的な展開に伴う論点を整理する。

仮説

公開対象範囲	想定されるリスク	知財管理やライセンス上の制約
各省庁内での公開 ※オープンソース化（IS化）	・外部からのフィードバックや改善が得にくい	・各省庁ごとに知財整理が必要
自治体までの公開	・自治体ごとのライセンス理解・運用能力に差があり、誤用リスクが高まる	・知的財産権の帰属や改変ルールが不明確になりやすく、統一的な運用が困難
一般（民間）までの公開	・民間による独自改良や囲い込みにより、公共性が損なわれる可能性がある	・ライセンス遵守の担保が困難で、意図しない利用や改変が広がる可能性

オープンソース化の公開範囲について、各省庁内、全国自治体、一般（民間）公開のそれぞれのイメージを以下に示します。

	各省庁内にて オープンソース化(IS化)	全国自治体へ限定的な オープンソース化	一般（民間）公開としての オープンソース化
概要	• 省庁内にて開発されたコードを他省庁に提供する	• 先進自治体との相互公開 • 限定的なオープンソース化	• プラットフォームにて省庁内開発コードを一般公開
例	（例）文書処理ライブラリ A省が開発したPDF読み取りライブラリ。以下の用途での利用が想定される。 • B省が書類を電子化に利用 • C庁が書類の電子化に利用 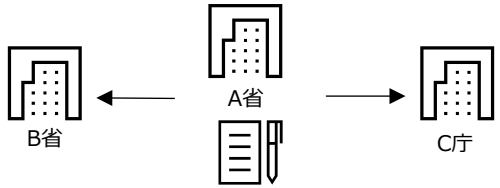	（例）文書処理ライブラリ 左記PDF読み取りライブラリを全国自治体へオープンソース化する。 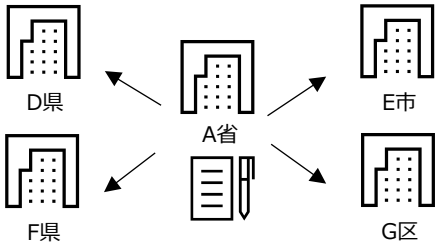	（例）文書処理ライブラリ 左記PDF読み取りライブラリをプラットフォームを用いて一般へオープンソース化する。 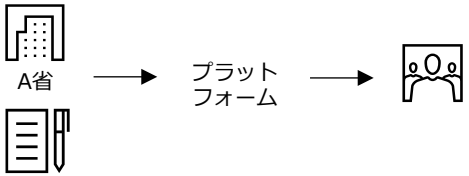

<参考>用語の使い分け※1

用語	解説
オープンソース	調達・開発した組織内外に共有されているソフトウェアソースコード（OSS及びISを含む）
オープンソース化	調達・開発したソフトウェアソースコードの共有を目的とする取り組み（OSS化及びIS化を含む）
OSS	オープンソースソフトウェアの略。OSSの定義（10か条）を満たし、官・民問わず公開範囲を限定せずに共有されているソフトウェアソースコード
IS	インナーソースの略。官公庁内や企業内等、組織内でのみ共有される、政府機関や民間企業等が調達・開発したソフトウェアソースコード。例えば官公庁内のインナーソースであれば、調達・開発した省庁内若しくは官公庁全体でのみ共有されるソフトウェアソースコードのこと
IS化	官公庁や企業等が調達・開発したソフトウェアソースコードを、官公庁内や企業内等に限定して共有する取組み。例えば官公庁内のインナーソース化であれば、官公庁が調達・開発したソフトウェアソースコードを、調達・開発した省庁内若しくは官公庁全体でのみ共有する取組のこと

（実例）デザインシステム
デジタル庁が開発したサイトのUI統一コード。現在GitHubにて一般公開されている。

• ※「諸外国政府によるオープンソース化の取り組み及びアジャイル開発に関する調査研究（デジタル庁）より」

オープンソース化の公開範囲について、各省庁内、全国自治体、一般（民間）公開のそれぞれのイメージを以下に示します。

比較項目	各省庁内で公開	自治体まで公開	一般（民間）公開
調達の最適化	○ 省庁間で成果物を再利用でき、調達仕様の標準化が進む。調達プロセスの効率化が可能。	○ 自治体間での共通仕様化が進み、調達の重複を回避。ただし自治体ごとの業務差異への対応が必要。	○ 民間の改善・派生開発を活用し、調達時により良い選択肢を得られる。競争力のある提案が増える。
コスト削減	○ 同一省庁・他省庁での再利用により開発・保守コストを削減。	○ 自治体が中央の成果物を活用することで、独自開発の必要が減り、コスト削減に直結。	○ 民間による改善・保守支援が期待でき、長期的なコスト削減に寄与。
ベンダーロックイン解除	× 内部ベンダー間での依存は残る。再利用は可能だが、外部選択肢は限定的。	○ 自治体が複数ベンダーから選択可能になり、依存度が下がる。	○ ソースコードが公開されることで、誰でも参入可能。ベンダー選定の自由度が最大化。
ガバナンス/セキュリティ	○ 内部統制がしやすく、リスク管理が容易。	△ 自治体との調整が必要。情報管理ルールの統一が課題。	△ 公開範囲が広くなるため、セキュリティレビューや脆弱性対応体制が不可欠。
知財管理/ライセンス	○ 内部ポリシーで対応可能。外部との調整不要。	△ 自治体との共通ルールが必要。ライセンスの理解・運用が求められる。	△ OSSライセンス（MIT, Apache等）の選定と運用が必須。さらに、知財管理体制の整備が必要。
体制整備（OSPO等）	△ 最小限の体制で対応可能。担当者レベルで完結。	△ 自治体との連携体制が必要。問い合わせ対応や運用支援が求められる。	△ OSPO（Open Source Program Office）などの専門体制が不可欠。継続的な運用が前提。
透明性・信頼性の向上	× 限定的。外部からの評価や信頼性向上にはつながりにくい。	○ 自治体との連携により、公共性・信頼性が高まる。	○ 社会全体への透明性が向上し、政策の信頼性・説明責任が果たされる。

5.OSS利活用：促進要素の整理

OSS利活用では促進するための要素に関する議論を実施いただきます。

論点	**OSS利活用を促進するための要素は何か？ （制度・技術・組織体制・文化コミュニティ等）**
論点設定の背景・理由	• 国は、ベンダーロックインの排除、調達最適化、コスト削減を目的に、OSS利活用の推進を目指している。 • そのためには、どのような環境を整備すればOSS利活用が進むのか、そして国が採用すべきOSSの選定基準を明確にすることが重要。 • 本検討では、制度・技術・運用の観点から、OSS利活用を促進する要素を整理し、今後の方針策定に活かす。

	促進要素	各促進要素に対する具体例	効果
仮説	制度・ルール	・OSSガイドラインの作成（公開範囲、ライセンス選定） ・チェックリストの作成	ライセンス誤用防止、法的リスク低減、導入判断迅速化等
	技術・運用基盤	・脆弱性情報共有仕組みの整備 ・品質保証プロセスの整備	セキュリティ担保、信頼性向上、長期運用の安定化等
	組織・人材体制	・OSSに精通した担当者の育成 ・セキュリティエンジニア、開発者視点を持った人材の確保 ・OSPOの体制構築	専門知識確保、責任分界明確化、導入・保守の効率化等
	文化・コミュニティ	・OSSコミュニティとの協働 ・貢献ルール整備	技術革新促進、OSS品質改善、公共性の確保等

6. 今後のスケジュール

1-4. 有識者検討会のアジェンダ案

本検討会は令和８年２月までの全６回を予定しております。各回のアジェンダは記載の通りです。

有識者検討会回次	開催時期（仮）	テーマ	アジェンダ案	ゴール（仮）	議論ポイント（仮）
事前	令和7年 11月初旬	共通	有識者検討会に向けた擦り合わせ	• 本会議の参加者との顔合わせと検討会での役割確認（各有識者の得意領域を把握）	• -
第１回	令和7年 11月18日 (火) 13:00- 14:30	共通	昨年度の振り返りと今年度のゴール設定と本会議の位置づけの確認	• これまでの推進活動の実績・成果・課題の振り返りを実施 • 本検討会の位置づけを整理 • 今後の重点テーマとゴール設定の完了	• これまでの推進活動において何が成果となり、何が課題として残ったのか？ • 本検討会は推進活動の中でどのような役割を担い、何を決定・整理する場とするのか？ • 今後の推進活動においてどのような成果を目指すべきか？
		オープンソース化	公開範囲の整理	• 公開範囲の整理	• 公開先はどこまでにすべきか？（省庁、自治体、一般）
		OSS利活用	OSS利活用促進要素の整理	• OSS利活用促進要素の整理	• どんな要素がそろえばOSS利活用が促進するのか？
次回 第２回	令和7年 12月初旬	オープンソース化	情報共有の枠組み	• 公開範囲の明確化 • 公開するにあたっての課題と制約 • 品質・セキュリティ確保の前提条件を確認	• 公開先はどこまでにすべきか？（省庁、自治体、一般） • 共有する際にどんなリスクや制約があるのか？ • 公開に伴う品質・セキュリティ確保の責任分界はどうあるべきか？
		OSS利活用	OSS利活用に向けた方針検討と課題整理	• OSS利活用促進要素の明確化 • OSSを利用する際の課題を整理 • 国が利活用すべきOSSの候補を整理	• ガイドラインやチェックリスト等は必要か？ • OSS利活用を推進していく際の障壁とは？（ライセンス等） • 国が利活用していくべきOSSは何か？

※検討会のアジェンダは議論の方向性等により今後変更される可能性があります。

デジタル庁

Digital Agency